

1 第5章 計画の推進

本計画では、計画のめざす姿の実現に向け、豊かな森林やエネルギー等の資源、食料など本道が有するポテンシャルを活かし、社会経済情勢の変化で生じる新たな需要を取り込んでいくとともに、人口減少・少子高齢化や激甚化する自然災害への備えなど直面する重要課題に対応していくため、次の方針や手法、管理、体制によって各種政策を推進し、実効性を確保していきます。

7

1 計画の推進方針

<多様な主体の参画による官民一体となった政策の推進>

この計画の「めざす姿」を実現し、地域の課題を解決していくため、行政のみならず道民一人ひとり、また、市町村をはじめ道内外の企業など多様な主体が、それぞれの強みを活かし、相乗効果を発揮させながら、官民一体となって政策を推進するとともに、地域の支援ニーズと企業等の応援ニーズとのマッチングを通じ、官民連携の取組を促進します。

<限られた行財政資源の最大限の活用>

限られた行財政資源を最大限活用し、実効性の高い政策を推進していくため、AIやRPA、ICTの積極的な利活用や、政策評価を通じた施策・事務事業の一層の精査などを進め、中長期的な視点のもと、機動的で持続可能な組織体制の構築や財政の健全化に取り組みます。

<エビデンスを重視した政策の推進>

社会経済情勢の変化などへの的確な対応が求められる中、政策の実効性を高め、道政の透明性と説明責任を果たしていくためには、根拠や客観的なデータを用いて、総合計画をはじめ、全ての計画の点検・評価、政策評価、施策・事業の企画・立案などに当たることを基本とします。

24

2 計画の推進手法

<特定分野別計画・重点戦略計画・地域計画による推進>

個別具体の施策・事業については、総合計画とは別に策定する次の計画において示し、一体で推進することにより、実効性を確保します。

○特定分野別計画

産業、子ども・子育て、教育、医療、福祉、人権、雇用・人材、交通、環境、文化、スポーツなど特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画。

○重点戦略計画

特定分野別計画のうち、人口減少問題、強靱な北海道づくり、デジタル化や脱炭素化といった直面する重要課題について、重点的、分野横断的に政策を推進する次の計画。

- ・北海道創生総合戦略
- ・北海道強靱化計画
- ・北海道 Society5.0 推進計画
- ・ゼロカーボン北海道推進計画

○地域計画

本計画の「政策展開の基本方向」や「地域づくりの基本方向」に沿って、広域的な連

1 携地域ごとに、めざす姿などを掲げ、地域の特性を踏まえた重点的に取り組む政策を推
2 進する計画。

3 <施策・事業の効果的、効率的な展開による推進>

4 総合計画の政策体系に沿って政策の目標や指標を設定した上で (Plan)、関連する施策・
5 事業を実施し (Do)、目標の達成状況や施策の必要性・有効性を毎年度の政策評価により、
6 客観的に把握・点検 (Check) するとともに、予算編成や組織の見直し、重点政策の展開等
7 に反映 (Action) するといったPDCAサイクルにより、総合計画が示す政策の方向に沿
8 った施策・事業を効果的、効率的に展開していきます。

3 計画の推進管理

<点検・評価の実施>

11 計画の推進管理について、毎年度の政策評価を通じて、計画に掲げる指標の進捗状況や
12 政策体系を構成する施策の推進状況に加え、特定分野別計画など関連する計画の推進状況
13 なども含め、一体的に管理します。

14 15 また、計画のめざす姿の実現に向けた政策の推進状況について、人口や経済産業の動向
16 をはじめ、各地域の課題や実情といった社会経済情勢なども踏まえ、北海道総合開発委員
17 会の意見を伺いながら、毎年、点検・評価を実施し、公表するとともに、めざす姿や政策
18 の中間目標の達成状況などをもとに、中期的な点検・評価を行います。

<地域の実情や道民の意向などの把握>

19 20 点検・評価に当たっては、必要に応じて様々な地域、世代、職種の住民から幅広く意見
21 を聴取し、社会経済情勢の変化を把握する道民意向調査を実施し、点検・評価結果に反映
22 させます。

<計画の見直し>

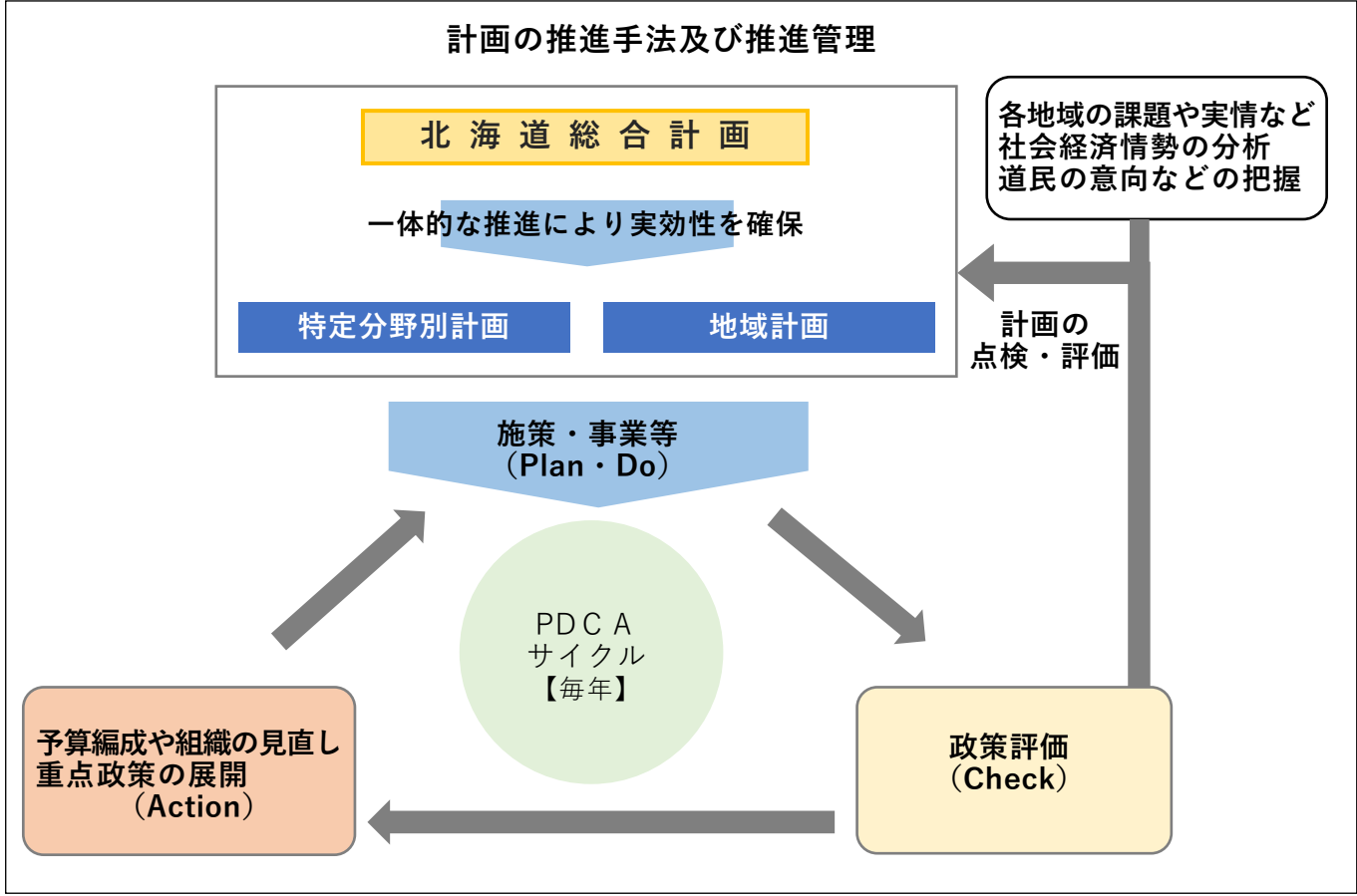
23 24 中期的な点検・評価の結果や社会経済情勢の変化、さらには国における北海道総合開発
25 計画をはじめ、各種計画の策定状況や制度改正なども踏まえながら、政策の方向性や指標
26 など計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

27 28 29 計画の推進に当たっては、職員一人ひとりが、この計画の趣旨・内容を十分に理解し、
30 職員が共通の認識の下、各地域の方々と直接対話を行うなど、課題や実情を的確に把握し、
31 市町村をはじめとする関係者と連携を強めながら取り組むことを基本とします。

32 33 その上で、振興局を含めた全庁横断的な北海道総合計画推進本部により、庁内が連携し、
34 総合力を発揮しながら、特定分野別計画や地域計画など関連する計画と一体的に推進し、
35 実効性を確保します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40



特定分野別計画の状況

総合計画は、道の政策の基本的な方向を総合的に示すものであり、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする特定分野別計画や、特定分野別計画のうち直面する重要課題について重点的、分野横断的に政策を推進する重点戦略計画と一体的に推進することにより、実効性を確保します。

〔※重点的戦略計画～北海道創生総合戦略、北海道強靱化計画、北海道 Society5.0 推進計画、ゼロカーボン北海道推進計画〕



10
11

基本方向2 誰もが可能性を発揮できる社会と安全・安心な暮らし

政策の柱と目標	関連する計画	重点戦略計画
<p>〔子ども・子育て〕 妊娠・出産の希望がかない、子どもたちが健やかに成長できる北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北の大地☆子ども未来づくり北海道計画 ・北海道医療計画 ・第2期北海道雇用・人材対策基本計画 	
<p>〔教育・学び〕 豊かな学びの機会を通じて未来を担う人材を育む北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道教育推進計画 ・北海道総合教育大綱 ・北海道幼児教育振興基本方針 ・第2次北海道青少年健全育成基本計画 	
<p>〔医療・福祉〕 誰もが安心して健康に暮らし続けることができる北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道医療計画 ・北海道地域福祉支援計画 ・北海道病院事業改革推進プラン ・北海道健康増進計画 ・北海道がん対策推進計画 ・北海道循環器病対策推進計画 ・北海道歯科保健医療推進計画 ・北海道感染症予防計画 ・北海道自殺対策行動計画 ・北海道アルコール健康障害対策推進計画 ・北海道ギャンブル等依存症対策推進計画 ・北海道ケアラー支援推進計画 	
<p>〔就業・就労環境〕 多様な人材が将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期北海道雇用・人材対策基本計画 	
<p>〔中小企業・商業〕 地域経済や地域社会が活性化し道民生活が安定する北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな北海道小規模企業振興方策 ・北海道地域商業活性化方策 	
<p>〔安全・安心〕 くらしの安全・安心が確保され、人権や多様性が尊重される北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第11次北海道交通安全計画 ・北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策 ・北海道教育推進計画 ・北海道総合教育大綱 ・第3次北海道消費生活基本計画 ・北海道人権施策推進基本方針 ・北海道再犯防止推進計画 ・第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画 ・第3次北海道男女平等参画基本計画 	

1
2
3
4

基本方向3 各地域の持続的な発展

政策の柱と目標	関連する計画	重点戦略計画
<p>〔地域づくり〕 地域の個性と魅力があふれ、持続的に発展する北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期北海道自転車利活用推進計画 ・北海道山村振興基本方針 ・北海道離島振興計画 ・半島振興計画 ・北海道過疎地域持続的発展方針 ・特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画 ・平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針 ・道州制特別区域計画 ・協働推進基本指針 ・第11次北海道職業能力開発計画 ・第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画 	
<p>〔グローバル化〕 世界に開かれ、共に築く北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道グローバル戦略 ・北海道総合教育大綱 ・北海道教育推進計画 ・第11次北海道職業能力開発計画 	
<p>〔北海道の強靱化〕 様々な自然災害リスクに対応し安全・安心で強靱な北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 ・北海道インフラ長寿命化計画 ・北海道 新広域道路交通ビジョン・計画 ・北海道住生活基本計画 ・北海道の川づくりビジョン ・第6期北海道農業・農村振興推進計画 ・北海道地域防災計画 ・北海道水防計画 ・北海道国民保護計画 ・北海道地域福祉支援計画 ・北海道教育推進計画 ・北海道総合教育大綱 	
<p>〔社会経済の基盤整備〕 社会経済基盤の整備・構築が進み、くらしが向上し産業が発展する北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 ・北海道交通政策総合指針 ・北海道インフラ長寿命化計画 ・北海道 新広域道路交通ビジョン・計画 ・全道みな下水道構想V ・北海道みどりの基本方針 ・「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 ・建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO ・北海道都市計画マスタープラン ・北海道景観計画 ・北海道住生活基本計画 	
<p>〔自然・環境〕 豊かで優れた自然環境が保全され、社会・経済と調和する北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道環境基本計画 ・国土利用計画（北海道計画） ・北海道土地利用基本計画 ・北海道の川づくりビジョン 	
<p>〔歴史・文化・スポーツ〕 独自の歴史・文化を継承し、文化や芸術・スポーツに誰もが親しめる心豊かな北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道アイヌ政策推進方策 ・北海道文化振興指針 ・総合教育大綱 ・北海道教育推進計画 ・重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画 ・第3期北海道スポーツ推進計画 	

1 附属資料

2 総合計画の指標設定について

4 1 指標設定の考え方

6 (設定目的)

- 7 ・ 総合計画では、政策目標の達成度をより明確にするため、目標の実現に向けた道民に分
8 かりやすく客観的な数値などの指標を「第3章 政策展開の基本方向」の「政策の柱」に
9 おける「政策の方向性」ごとに設定する。
- 10 ・ 計画期間が長期にわたることから、中期的な点検・評価を実施することを念頭に、政策
11 の中間目標の達成状況を把握するため、指標に中間目標値を設定する。

13 (選定基準)

- 14 ・ 原則として、次の考え方に沿って指標を選定する。
 - 15 ① 「政策の方向性」の全体を概ね表すもの、又は「政策の方向性」の一部を表すもので
16 はあるが重要な課題に対応している象徴的なもの
 - 17 ② 政策推進によって得られる成果・効果である政策分野の目標達成状況を客観的に測る
18 もの（アウトカム指標）
 - 19 ③ 道内各地の状況が把握できるもの
 - 20 ④ 毎年（度）実績がとりまとめられるもの

22 (指標の数値設定)

- 23 ・ 指標の具体的な数値設定に当たっては、原則として、「政策の柱」の目標及び「政策の方
24 向性」を踏まえた具体的な数値を設定することとし、全国平均値との比較や全国順位など、
25 他の都府県の状況によって道の目指す水準が影響を受けるものや、道の目指す水準が不明
26 確なものは設定しないこととする。
- 27 ・ 各指標には、中期的・長期的な視点で、政策目標の達成度を明確にするためのあるべき
28 姿として、中間目標値と目標値を設定する。
- 29 ・ 目標の設定年次については、原則として、現状値から5年後を中間目標値、10年後を目
30 標値とする。
- 31 ・ 現状値には2023年度中に把握できる最新数値を掲載するが、特殊要因により当該数値が
32 北海道のおかれた状況を的確に表していない場合には、平年の傾向値など、他に参考とな
33 る数値を合わせて掲載する。
- 34 ・ 指標として中間目標値及び目標値を具体的に設定するに当たり、これまでの傾向を単に
35 延長するだけでなく、数値の動向の変動要因を分析した上で、指標の数値を設定する。